

重要事項説明書

1 事業所の概要

名	称	北方町地域包括支援センター		
所	在	地	岐阜県本巣郡北方町長谷川1丁目1番地	
電	話	番	号	058-323-5540
介護予防指定事業所番号				2100700018
サービス提供する範囲				北方町内

2 事業所の法人等概要

名	称	北方町			
所	在	地	岐阜県本巣郡北方町長谷川1丁目1番地		
種	別	市町村			
代	表	者	町長 戸部 哲哉		
設	立	年	月	日	平成18年4月1日

3 事業所の職員体制

職	種	常勤	非常勤	合計
管理者（主任介護支援専門員と兼務）		1		1
主任介護支援専門員		1		1
社会福祉士		2	1	3
保健師		2	1	3
看護師			1	1

4 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日 (国民の祝日及び12月29日～1月3日までを除く)
営業時間	午前8時30分から午後5時15分まで

5 事業所の特徴・運営方針等

(1) 事業所の目的と運営方針

① 事業所の目的

センターは、要介護・要支援状態になるおそれのある方に対して、可能な限りその時期を遅らせ、回避し、その有する能力において自立した日常生活ができるよう支援することを目的とします。

② 運営方針

- (ア) センターは、利用者が可能な限りその居宅において、現に有する能力の維持、向上に努め、要介護・要支援状態にならないように利用者のおかれている環境等を勘案し、利用者の選択に基づき適切なサービスが、多様な事業所から総合的、かつ効率的に提供されるように努めます。
- (イ) センターは、その支援提供に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場で提供されるサービス等が公平中立に行われるように努めます。
- (ウ) 事業の運営に当たっては、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

6 業務の流れ

- (1) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントについての契約を結びます。
- (2) 担当職員は、介護予防サービス計画書作成のための準備をします。
 - ① 利用者の状況と利用者を取り巻く状況を把握するために、訪問して事前にお話を伺います。
 - ② どのような介護予防サービスが必要かを検討します。
 - ③ サービスを提供する担当者がそれぞれの専門的な立場から意見を述べ、サービス提供方針を検討します。
- (3) 介護予防サービス計画を作成し、利用者もしくはその代理人に計画の内容の承認を得ます。
- (4) 介護予防サービス計画に基づき、サービスが提供されます。
- (5) その後、担当職員は定期的に状況を把握します。

7 利用料金

- (1) 利用料 センターに対する利用料金は、介護保険制度から全額給付されるので、基本的に自己負担はありません。ただし、保険料の滞納等により利用者負担が発生する場合があります。
- (2) 解約料 解約の場合、料金はかかりません。

8 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務の委託

センターは、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務の一部を居宅介護支援事業者に委託することがあります。（以下「委託事業者」といいます。）

委託事業者は、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する事業所です。委託に当たっては、公正中立の確保等の観点から地域包括支援センター運営協議会の承認を受けて行います。センターは委託事業者に対し、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務に加えて、利用者との契約・重要事項説明書の説明・個人情報利用の同意の事務を委託しています。

9 介護予防支援・介護 予防ケアマネジメントの利用に関する留意事項

- (1) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを行う担当職員は、センターもしくは委託事業者にて決定することとします。また、センターもしくは委託事業者の都合により、担当職員を交替する場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。
- (2) 利用者はサービス計画の作成にあたって、担当職員へ複数のサービス提供事業所の紹介を求めることや、サービス提供事業所の選定理由の説明を求めることができます。
- (3) 医療機関に入院する必要がある場合には、担当職員に連絡するとともに、入院先の医療機関には、担当者の氏名及び連絡先を伝えてください。

10 緊急時の対応

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを提供するうえで事故、体調の急変等が生じた場合は、速やかに家族、主治医、医療機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 秘密保持

センターは、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らさないよう配慮して行います。この守秘義務は契約終了後も同様です。

12 虐待防止について

センターは、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともにセンター職員に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

13 サービス内容に対する苦情等の窓口

(1) センターの受付窓口

センターもしくは委託事業者に対する苦情やご相談は、次の窓口にお申し出ください。

< 苦情受付窓口 > 北方町地域包括支援センター

< 受付時間 > 月曜日～金曜日

午前8時30分から午後5時15分まで

ただし、庁舎窓口での受付は午前9時から午後4時30分まで
(国民の祝日及び12月29日～1月3日までを除く)

< 電話番号 > 058-323-5540

< FAX > 058-323-2114

(2) その他苦情相談機関

センター以外に、次の機関において苦情を伝えることができます。

- ◆ 北方町役場 福祉子ども課 058-323-1119
- ◆ もとす広域連合 介護保険課 058-320-2220
- ◆ 岐阜県国民健康保険団体連合会 介護保険苦情相談係 058-275-9826

14 介護予防支援等の担当者

氏 名 _____

電話番号 _____

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業者

所在地

名 称

説明者

印

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護予防支援等についての重要事項の説明を受けました。

利用者

住 所

氏 名

印

家族

住 所

氏 名

続 柄

印